

平成31年4月24日 災害対策

【未定稿】

○武田良介君 日本共産党の武田良介です。

まず、治水対策について伺います。

七月豪雨で大規模な被害が発生をいたしました

岡山市東区市の市備でございまして、最大

浸水五・ハメートル、住宅の一階まで水没するな

ど、五十名の方が亡くなられた大災害とな

つてしまいました。このうち、六十五歳以上の高

齢者の方が四十五人、溺死など自宅で亡くなら

れた方が四十人にも及ぶ災害となっております

た。

この被害をもたらしてしまつた堤防の決壊とい

うことがありましたけれども、国管理河川の小田

川、それから県管理河川の未次川、高馬川、真谷

川でも決壊が発生をいたしました。その理由をこ

の小田川堤防調査委員ではどのように指摘をさ

れているのか、御説明いただけますでしょうか。

○政府参考人(林俊行君) 回答をいたします。

平成三十年七月豪雨ににつきましては、委員御指

摘のとおり、岡山市東区市備町に位置する高梁

川水系小田川及びその支川の未次川等にたままし

て八か所で堤防決壊が発生をいたしております。

この原因究明等を目的として設置をされました

高梁川水系小田川堤防調査委員会にたましましては

決壊原因につきまして、前後区間に比較し相対

的に堤防高が低い箇所から越水が発生し、越流水

が集中することにより、時間の経過とともに堤防

のり尻部の流籠等が発生したこと等であると推定

されております。

○武田良介君 資料を付けさせていただけます

が、資料の一枚目は今お話をあつた八か所の決壊

場所が分かるものになっておりました。浸水した

エリアも分かりますし、どいついた治水対策が行

われようとしていのかというものですので付け

させていただけます。

今答があつた二枚目のところ、中身としては

こういう部分を指しているのかなというふうに思

いますけれども、堤防の前後区間と比較し相対的

に低い箇所から越水が発生した。越水して堤防が

言わば割られて、そこから破堤をしたということ

だというふうに思います。このことをまず確認を

しておきたいというふうに思っています。

らば、その破堤した小田川の左岸三・四キロの部

分、資料にも付いておりますけれども、この辺り

は前後区間に比べてやっぱり低かつたんじゃない

かと、そこから越流し決壊したのではないかとい

う声が繰り返して上がっております。私も、これ

まで説明何度も二十か月間、約十か月間聞いて

まいりましたが、なかなか認められることがなか

つたわけですが、資料の三枚目を付けた。小田川

の左岸について見たいと思つていますが、

この資料の三枚目は、小田川の河道水位の痕跡調

査というふうになっております。幾つか点がプロ

ットされておりますが、赤丸のところを見ていた

だきますと、赤丸のところは現況堤防高、左岸と

だから、小田川の災害が発生した当時の実際の堤

防の高さがこの赤丸で打たれているということに

なっております。

この赤丸のところを見ますと、三・四キロのと

ころ、これ、上にも高馬川というふうになってい

まして、ここで越水、決壊というふうになってい

るわけですが、二百メートル間隔ですので、その前

のところを見ますと大体三・二キロのところは大体

十六・二メートルから十六・二メートル程度でし

ょうか、二百メートル更に後方といいますが、

三・六メートルの地点を見ますと、十六・六メ

ートルが十六・七メートルくらいあるかということ

なんです。この小田川と高馬川の合流点から越

水し決壊をした。ここが実際に低かつたというこ

とでよろしいでしょうか、確認をさせていただきます

たいと思つています。

○政府参考人(林俊行君) 回答をいたします。

高梁川水系小田川堤防調査委員会におきまして

は、降雨が長時間続いたことにより河川水位が上

昇し、高馬川と小田川の合流点付近において、ま

ず小田川より堤防高の低い高馬川で越水をしたと

推定をされております。その後、小田川にたま

しても、前後の堤防と比較して相対的に低い高馬

平成31年4月24日 災害対策

【未定稿】

川合流点付近の堤防から越水をしたと推定されておきます。

○武田良介君 前後に比べて低いところから越水し、そこが決壊をした。それは、この三・四キロの、まさに今回決壊した部分が実際低かったというところで、今の答弁はそういうことでよろしいですね。

○政府参考人(林俊行君) 答弁をいたします。繰り返しになりますが、委員御指摘のとおり、前後の堤防と比較して相対的に低い高馬川合流点付近の堤防から越水をしたと推定されております。○武田良介君 これはなかなか、私も何度か聞いてきたんですけど、はつまりと認めにならなかつた話ですけれども、初めてこれ認めていただく答弁をされたかなというふうに思います。以前にも、私、岡山県や広島県の皆さんと一緒に申入れをさせていただいた、交渉させていただいた際にもなかなかはっきり認めいただけなかつたんです。この間も事前のレクチャーを繰り返す中で、資料も出していただき、今の答弁をしていただいたというところだと思います。

もう一度資料の三を見ていただいて、この赤の点とかいろいろ落としておきますけれども、実機が二つあります。下の線は、緑の方は計画高水位でありまして、上の線が計画堤防高、この三・

四キロのところを見ますと、この計画堤防高より、も赤の丸は上にありますから、だから、つまり、その河川整備計画どおり堤防の高さは造られていたけれども、現実問題としては計画より上ったたけれども相対的に低かったからそこから越流し決壊したと、そういうことでよろしいですか、これも確認です。

○政府参考人(林俊行君) 御指摘のとおり、高馬川との合流点にあります小田川の堤防高につきましては、計画堤防高以上でございます。

○武田良介君 計画堤防高以上だったということなんですけど、計画どおり堤防を造ってきたといふことなんですけど、じゃ、なぜあふれたんですか。

○政府参考人(林俊行君) 高梁川水系小田川の河川整備につきましては、平成二十六年から小田川の水位を下げるための対策として、高梁川との合流点を下流側へ付け替える事業に着手をしておりまして、しかし、その整備進捗で記録的な豪雨による災害に見舞われ、被害が発生をいたしましたのでございます。

この記録的な豪雨という点でございますけれども、降水量で見ますと、高梁川水系の新見市新見地点、さらには倉敷市倉敷地点にございます。三百九十一・五ミリ及び二百六十・〇ミリを記録

いたしております。また、流量で見まして、高梁川の酒津堰点におきましては、観測最大洪水であります昭和四十七年洪水を上回る毎秒約八千九百トン、小田川の矢掛地点にございます。昭和四十七年洪水に迫る毎秒約千三百トンが発生したものと推定されております。

この小田川の堤防を計画高以上であったにもかかわらず越水をした原因につきましては、このような記録的な豪雨によりまして小田川の流量そのものが増大をしたこと、これに加えて、合流をいたします高梁川の水位が高くなっております、パツクオータ―現象が発生して小田川の洪水が流れていくなつたこと、こういうことが原因であるとの認識をしております。

○武田良介君 記録的な豪雨とパツクオータ―というところをおっしゃったんですが、その河川の維持管理、例えば樹木の伐採とか、そういうこととか影響しているという認識はないですか。

○政府参考人(林俊行君) この小田川の河川整備計画におきましては、合流点の下流部への付け替えと同時に樹木の伐採等を行うこととしておりまして、その整備の手順といたしまして、水位を下げる効果のより高い合流点の下流部への付け替えを優先して実施することといたしております。先ほどこういう答弁させていただきまして、ように、着手をさせていただけてすけれども、実

平成31年4月24日 災害対策

【未定稿】

際の整備の途上におきましてその降雨による災害
に見舞われたと、このようにござります。

○武田良介君 我が党の仁比聡平参議院議員も繰
り返し質問させていただいておりますけれども

河川整備計画の流下能力を維持するために樹木の
伐採など行われておると思っております。その計画
で平成二十七年からの五年間で二十五ヘクタ―
ル、樹木を伐採する計画を持っていた、平成の二
十九年までに十五ヘクタ―ルの樹木を伐採してき
た、概略的な流下能力評価を行い、管理目標を満
足してきたとこれも答弁されているんじゃないやな
いですか。それは間違いはないですね。

○政府参考人(林修行君) 委員御指摘のとおり
この小田川につきましては、これは国が管理する
河川共通でございますけれども、おぼむね五か年
の具体的な河川維持管理の内容を定めた維持管理
計画に基つきまして、樹木伐採等の維持管理に取
り組むこととしてお持ちまして、この中で、河川の
流下能力につきまして管理目標を設定をいたし
まして、定量的に測量等により確認を行いなから
これを維持するように必要な樹木伐採等を実施を
してきたとござります。

高梁川の維持管理計画におきましては、小田川
について、当面の管理目標として平成二十二年の
河川整備計画策定時の流下能力を維持すると、こ
ういふこととされてお持ちまして、これを踏まえて

平成二十七年から五か年で約二十五ヘクタ―ル
の樹木を伐採する計画を立てまして、平成二十
九年度までに約十五ヘクタ―ルの樹木を伐採をし
ておりました。さらには、平成三十年三月時点で
おきまして、概略的な流下能力評価を行って管理
目標を満足していたことを確認しております。

○武田良介君 堤防の高さは計画どおりのた
流下能力という意味でも管理目標を満足していた
ということなんですけど、流下能力が管理目標を
満足していたというのであれば、これまた何で越
流し、決壊したのかということになると思っんで
すけど、その点いかがですか。

○政府参考人(林修行君) 繰り返し答弁にな
つて申し訳ございません。
今回の小田川の氾濫につきましては、記録的な
豪雨ということがございまして、この小田川の流
量が増大をした、このことに加えて、含流す
る高梁川の水位が高くなっていて、バックウオ―
ター現象によりまして小田川の洪水が溢下しにく
くなつたということが原因であると認識をしてお
ります。

○武田良介君 なかなか御答弁いただけないん
ですが、流下能力を十分に確保することできてい
なかつた、その河道を十分に確保することがで
きていなかつたということを正面からこれ認めて
真剣に反省していくことが大切なんじゃないかと

いふように思っております。堤防の高さは計画のだつ
た流下能力についても管理目標を満たしていた
そういう説明をされればされるほど、住民の皆さんは、
国が掲げている計画って何なんだろうかと、
目標というのは何なんだろうかと、このこととやっ
ぱりなると思っております。

河川掘削について言えば、これまでも河川敷が
ジヤングルのようになっているから樹木伐採して
ほしいと、そういう要望があったけれども、小田
川の堤防が決壊した辺りもそのジヤングルの状態
になつたまま災害が発生してしまつたと。それを
被災住民の方は見ておられるわけでありませう。

結局、国交省は計画に基づいてやってきたとい
うことなんだけれども、このいう実態見れば、住
民そのものけにして公共事業をやつてきた結果が
これなんじゃないかと。今度こそ住民を主人公に
した治水対策が行われるように転換すべきだとい
うふうに考えてお持ちするけれども、今日は国交副
大臣にも来ていただいてお持ちするが、その点いか
がでしょうか。

○副大臣(大塚昌司君) 回答をさせていただ
きます。
被災された住民の方々の不安を少しでも解消す
るためには、再度災害防止にしっかりと取り組む
ことが重要だといふふうに考えてお持ちする。その
ために、再度、防止に向けてまして、災害防止に向

平成31年4月24日 災害対策

【未定稿】

けまして、倉敷市として岡山県、国の二者によりまして、ハード対策とソフト対策が一体となった真備緊急治水対策プロジェクトを策定したところでございます。

ハード対策といたしましては、水位低下の効率が高い小田川合流点付け替事業を、当初計画をしまして二〇二八年度から前倒しをいたしまして、二〇三三年度完成を目標に集中して実施をしてまいります。また、小田川の掘削、堤防の強化、また末政川、高馬川、真谷川の堤防のかさ上げ、堤防の強化なども併せて実施することとしてまいります。これらにつきましては、随時対策を講じておるところでございます。

また、ソフト対策といたしまして、昨年八月から、地域住民の皆さん方が水位の状況をリアルタイムで確認ができるよう、洪水時に観測に特化した緊急管理型の水位計を小田川とその支川に約九か所設置をいたしまして、関係機関への情報提供もしっかりと開始をしております、今後も様々なソフト対策を実施していくこととしておるところでございます。

これらを踏まえまして、住民の皆さん方に安心していただくためにも、これらのハード、ソフト一体となった対策につきまして、倉敷市や岡山県と一緒に丁寧に説明してまいりたいと考えております。

○武田良介 付け替えの工事だとが河川整備、それは当然必要だと思います。住民が主人公の治水対策を重ねて求めておきたいというふうに思います。

時間の許す限り何かか。

安心して戻り、暮らせるようにしていくという意味で、この真備に関わり、まず仮設住宅の入居期限について、原則二年ではなくて柔軟に対応することを目指す。今の話でも付け替えに五年ということもありました。そういう状況も考えれば柔軟な対応が求められます。そういった状況も考えて、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣（山本順三郎） 平成十九年の被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案に対して、本施行後四年を目途にして支援金等々の、ちよつと待つてくたさいよ、二つちかな、失礼しました。平成二十年七月豪雨災害により、いまだ岡山県広島県、愛媛県には一万六百人の方が仮設住宅での生活を余儀なくされているということでございます。いまして、この方々が一刻も早く生活の再建が図れるように政府一丸となって全力を挙げて取り組む所存でございます。

忘急仮設住宅の供与期間は原則二年とされております。しかしながら、平成三十年七月豪雨災害は、その災害が極めて甚大であったことから、特

定非常災害ということに指定された災害であり、改正正により供与期間の延長ができることになつております。内閣府といたしましては、被災自治体の要望を踏まえて適切に対応してまいりたいと思っております。

○武田良介 災害公営住宅についても、建設の仕方については各自自治体で様々な取組方があるかなどというふうに思っています。比較的大規模なものを造るといふこともあれば、地域分散型のコミュニティに配属したものも造ることができるとも思います。巨建にする、小規模なということになれば、その後のおし下げといふことも含めて柔軟な対応できると思っております。そういうふうな点についても、国の財政措置は変わるといふことはないかどうか。

○政府参考人（眞鍋純君） 災害公営住宅についてのお尋ねがございました。お答え申し上げます。公営住宅法第八条などの規定に基づき、地方公共団体が事業主体となって国の補助を受けて整備する災害公営住宅につきましては、今委員からお尋ねがございましたように、団地内で整備する住宅の戸数について上限や下限を設けているものではございません。実際、東日本大震災や熊本地震などの被災者向けに整備されております災害公営住宅についても、岩手県久慈市久喜地区では三戸、宮城県石巻市救済地区では三戸、福島県南相馬市

平成31年4月24日 災害対策

【未定稿】

万が追地区では二戸、熊本県美里町永富地区及び
堅志田地区ではそれぞれ五戸というような、小規
模な災害公営住宅団地も整備されてまいりますの
で、地方公共団体の判断によって国の補助を受け
て、そうした小規模な災害公営住宅団地を建てる
ことは可能でございます。

○武田良介君 被災者の医療費減免については、
これ六月末まで国の全額支援による減免措置が延
長されていると思っておりますけれども、これも柔軟
に対応していくということでもよろしいでしょうか。

○委員長（山本博司君） 渡辺善謙君、簡潔にお
願いをします。

○政府参考人（渡辺由美子君） 御指摘のござい
ました特例措置につきましては、今先生おっしゃ
られましたように、特例的に保険者に対して減免
に要した費用全額を交付するという措置になって
ございます。

この六月末までの期間でございませけれども
その後の支援の在り方につきましては、また期限
の近くになりますら被災の状況などを調査した
上で、また過去の災害時における対応なども出
較をしながら対応方針を決めていきたいというよ
うに思っております。

○武田良介君 時間が来ましたので終わりたいと
思いますが、ありがとうございます。

○委員長（山本博司君） 本日の調査はこの程度

にとどめ、これにて散会いたします。

午後四時散会